

議案第19号

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 2月21日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、自立生活支援センター及び子ども発達センターの事業を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

葛飾区障害者福祉センター条例（平成16年葛飾区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項及び2の項を次のように改める。

1 自立生活支援センター		(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する特定相談支援事業 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援事業 (3) その他葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業
2 子ども発達センター	児童福祉法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター	(1) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業（以下「児童発達支援事業」という。） (2) 保護者の出産、傷病その他の事由により緊急かつ一時的に保育に欠ける知

		<p>的障害児等に対する保育（以下「緊急一時保育」という。）</p> <p>(3) 保護者の子育てに伴う心身の疲労の解消その他の事由により一時的に保育を必要とする知的障害児等に対する保育（以下「一時保育」という。）</p> <p>(4) その他区長が必要と認める事業</p>
--	--	---

第2条の表4の項中「第5条第22項」を「第5条第26項」に改める。

第3条の2及び第3条の3を削る。

第4条（見出しを含む。）中「児童デイサービス事業」を「児童発達支援事業」に改める。

第5条の見出し中「児童デイサービス事業」を「児童発達支援事業」に改め、同条中「児童デイサービス事業」を「児童発達支援事業」に、「障害者自立支援法第29条第3項」を「児童福祉法第21条の5の3第2項第1号」に改める。

第6条の見出し中「児童デイサービス事業」を「児童発達支援事業」に改める。

第9条の2中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

第11条第1項中「知的障害児通園事業、児童デイサービス事業」を「児童発達支援事業」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。